

令和2年7月1日

(一社) 滋賀県自動車整備振興会
希望番号予約センター

希望番号による自動車のナンバープレートの申込から交付開始までの
期間延長措置の短縮について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会の事業運営にご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため希望番号による自動車のナンバープレートの申込から交付開始までの期間については、令和2年4月27日付けにて当面の間延長する旨お知らせしたところでした。

その後、新規感染者数も減少傾向にあることから全国的に緊急事態宣言が解除され、令和2年6月19日以降は、一部首都圏、北海道の県をまたぐ移動等の外出自粛も緩和されました。従いまして、今般、標板製作のメーカーでの感染症予防対策や業務継続体制の状況を踏まえて、下記のとおり、交付開始時期を短縮することと致しました。

なお、延長された期間を完全に従前の期間に戻すことにつきましては、本措置の状況を踏まえて検討させて頂く予定ですので、念のため申し添えます。

記

<期間延長措置の短縮の内容>

1. 実施日 令和2年7月20日(金)から当面の間

2. 延長期間 ●ペイント式 8営業日から 6営業日に短縮
●字光式 10営業日から 7営業日に短縮
●図柄入り 15営業日から 12営業日に短縮

3. 補足説明

登録番号標、車両番号標の希望番号及び再交付・交換について、令和2年7月20日(月)予約確定分から上記2の期間となるように、令和2年7月16日(木)以降、順次段階的に交付開始までの期間を短縮してまいります。

※後から予約した分が先に交付開始となる“逆転現象”を避けるため、1日ずつ短縮していく。具体的には別添「標板制作期間延長措置の短縮の早見表」のとおり。

